記 者 発 表 資 料 令和2年12月25日 林業振興課(地域林業振興班) 担当者 佐藤,工藤 電 話 211-2914

## 特用林産物の出荷制限指示について <野生きのこ:気仙沼市・南三陸町>

令和2年12月25日付けで原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) 第20条第2項の規定に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から宮城県に対 し、気仙沼市及び南三陸町における野生きのこの出荷制限が指示されました。

今回の指示に基づき, 気仙沼市及び南三陸町並び市場等流通関係者に対し, 野生きのこの出荷を行わないよう改めて要請しました。

なお、県では、基準値を超える特用林産物が流通しないよう、引き続き出荷前の検査を 徹底してまいります。

## 【基準値を超過した野生きのこの検査結果】

単位: ベクレル/kg, 放射性セシウム合算値

市町村	品目	採取年月日	検査年月日	公表年月日	測定値	基準値	検査機関
気仙沼市	野生きのこ (コウタケ)	R2年11月 2日	R2年11月 9日	R2年11月 9日	980	1 0 0	エヌエス環境株式会社
南三陸町	野生きのこ (コウタケ:乾燥)	R2年11月10日	R2年12月10日	R2年12月10日	5 8 0	1 0 0	エヌエス環境株式会社

- 注1) 気仙沼市に対しては、R2.11.9 に出荷自粛を要請しています。
- 注2) 南三陸町に対しては、R2.12.10 に出荷自粛を要請しています。

## 林産物の出荷制限及び自粛等の状況

:更新箇所

令和2年12月25日

										774124	12月25日	
市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	くさそてつ (こごみ) ※解除	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木ムキタケ	野生きのこ	原木なめこ	備考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				(●H24.5.1) ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16 ※30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15 ●24.5.10											制1
七ケ宿町	●24.5.10 ※29.7.11(1名)解除 ※29.11.28(2名)解除 ※29.12.14(1名)解除 ※30.4.27(1名)解除 ※1.8.8(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町	●24.5.7 ※28.12.22(1名)解除											制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8 ※31.2.14(1名)解除				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町,旧小 斎村解除 ※30.11.28 旧筆甫村,旧大 内村解除		●24.5.11 ※02.4.15 栽培もの に限る解 除					制3 一部解除3
仙台市	●24.4.27 ※27.2.18 (2名)解除 ※27.7.21 (3名)解除 ※28.1.8 (2名)解除 ※1.10.21(1名)解除 ※2.3.5(1名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※30.1.18(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7 ●24.5.7											制1
大和町	※27.2.18 (1名)解除			●25.5.7								一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※29.3. 31 (1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1, 自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※27.4.10(1名)解除 ※27.9.28(1名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※30.2.13(1名)解除		24.4.27) ※H27.6.23 (栽培) H29.5.23 野 生)解除	●24.5.9	(●28.6.7 旧三本木町に 限る) ※30.10.25解除	●26.4.25	●24.5.17	●30.5.28		●24.10.18		制6 一部解除1
加美町	●24.4.27 ※27.9.11(2名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※28.12.19(1名)解除 ※294.6(1名)解除 ※29.8.8(1名)解除 ※30.1.12(1名)解除 ※ 2.1.10(1名)解除		(●24.5.2) ※2\5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※28.1.25(1名)解除 ※28.6.2(1名)解除 ※28.12.7(1名)解除 ※30.9.10(1名)解除 ※1.12.17(1名)解除		(● 24.4.27) ※ 30.11.\3 解除	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町,旧高 清水町,旧港 町,旧志波姫町 解除 ※29.10.11 旧若柳町解除 ※31.2.14 旧一迫町解除	●26.4.25			23.11.16 %28.2.2 (1名)解除 %30.1.19 (1名)解除 %1.12.10 (1名)解除 %1.12.17 (1名)解除	<b>●</b> 24.10.18		制5, 自1 一部解除3
石 巻 市	●24.4.19 ※2.7.13(1名)解除											制1 一部解除1
東松島市	●24.4.25 ●24.4.25											制1
登米市	※26.8.26(2名)解除 ※27.2.13(2名)解除 ※28.4.22(1名)解除			●24.5.7								制2 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※27.8.25(1名)解除		(●24.5.9) ※29.7.24 解除	●24.5.11		(●26.4.25) ※30.8.6解除	●24.5.11			●02.12.25	〇24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除 ※30.11.27 (3名)解除 ※1.12.18 (1名)解除	制4, 自1 一部解除2
南三陸町	●24.4.11 ※27.7.17(1名)解除 ※27.12.25(1名)解除 ※29.1.6(1名)解除			●24.5.9						●02.12.25		制3 一部解除1
出荷制限計	21	0	0	7	2	2	3	2	0	6	0	制43
出荷自粛計	0	1	0			0	0	0	1	0	1	自3

凡 例 ●出荷制限指示の月日〇出荷自粛要請の月日※出荷制限解除の月日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計50名 解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名 解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計4名 解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計5名

<sup>\*「</sup>出荷自粛」と「出荷制限」
・「出荷自粛」と「出荷制限」
・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。
・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制注「原木しいたけ(露地)(施設)、原木むきたけ、原木なめこの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されことが確認できた特定の生産者に対する限定解除」であり、( )内の人数は、解除日より新たに出荷再開できることになった人数である。